

平成16年第3回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成16年7月29日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成16年7月29日（木）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期日程の決定
- 第3 議案の上程・提案理由の説明（議案第84号～議案第90号）
- 第4 議案に対する質疑
- 第5 議案の委員会付託
- 第6 緊急質問
- 第7 委員長報告、質疑、討論、採決（議案第84号～議案第90号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期日程の決定
- 日程第3 議案の上程・提案理由の説明（議案第84号～議案第90号）
- 日程第4 議案に対する質疑
- 日程第5 議案の委員会付託
- 日程第6 緊急質問
- 日程第7 委員長報告、質疑、討論、採決（議案第84号～議案第90号）
- 追加日程 発議案第11号
- 追加日程 発議案第12号

出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	加藤真君	22番	岩隆寿君

24番	羽	入	高	行	君	25番	中	村	良	夫	君
26番	石	塚	一	雄	君	27番	若	林	直	樹	君
28番	田	中	文	夫	君	29番	金	子	健	治	君
30番	村	川	四	郎	君	31番		野	正	道	君
32番	名	畑	清	一	君	33番	志	和	正	敏	君
34番	金	山	教	勇	君	35番	白	木	善	祥	君
36番	渡	邊	庚	二	君	37番	佐	藤		孝	君
38番	金	光	英	晴	君	39番	葛	西	博	之一	君
40番	猪	股	文	彦	君	41番	川	上	龍	一	君
42番	本	間	千	佳	子	43番	大	場	慶	親	君
44番	金	子	克	己	君	45番	本	間	武	雄	君
46番	根	岸	勇	雄	君	47番	牧	野	秀	夫	君
48番	近	藤	和	義	君	49番	熊	谷		実	君
50番	本	間	勇	作	君	51番	祝		優	雄	君
52番	兵	庫		稔	君	53番	梅	澤	雅	廣	君
54番	竹	内	道	廣	君	55番	渡	部	幹	雄	君
56番	大	澤	祐	治	郎	57番	肥	田	利	夫	君
58番	加	賀	博	昭	君	59番	岩	野	一	則	君
60番	浜	口	鶴	藏	君						

欠席議員（1名）

23番 高 野 庄 嗣 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	野	宏	一	郎	君	助 役	大	竹	幸	一	君	
収入役	渡	邊	幸		君	総務課長	大	親	松	東	一	君
市民課長	清	水	紀	治	君	企画情報課長	齋	藤	英	夫	君	
建設課長	佐	藤	一	富	君	水道課長	植	野	研	一	君	
農林水産課長	斉	藤		博	君	観光商工課長	斎	藤		正	君	
財政課長	浅	井	賀	康	君	社会福祉課長	熊	谷	英	男	君	
環境保健課長	仲	川	正	昭	君	医療課長	木	村	和	彦	君	
会計課長	粕	谷	達	男	君	農業委員会事務局長	渡	辺	兵	三	郎	君

教育委員会 学校教育長	古	田	英	明	君	教育委員会 生涯学習長	松	田	芳	正	君
教育委員長	豊	原	久	夫	君	教 育 長	石	瀬	佳	弘	君
選挙管理 委員長	林		千	隆	君	選挙管理 事務局長	仲	川	敏	明	君
消 防 長	加	藤	侑	作	君	両津支所長	佐々木	文	昭	君	
相川支所長	大	平	三	夫	君	佐和 田長 支 所	中	川	義	弘	君
新穂支所長	末	武	正	義	君	畑野支所長	宇	治	秀三郎	君	
真野支所長	逸	見	政	義	君	小木支所長	菊	地	賢一	君	
羽茂支所長	青	木	典	茂	君	赤泊支所長	中	川	逸郎	君	

事務局職員出席者

事務局長	佐々木	均	君	事務局次長	山田	富巳夫	君
議事係長	中川	雅史	君	議事係	松塚	洋樹	君

午前10時04分 開会・開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員59名、定足数に達しておりますので、平成16年第3回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浜口鶴蔵君） 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、3番、本間勘太郎君、57番、肥田利夫君を指名いたします。

日程第2 会期日程の決定

○議長（浜口鶴蔵君） 会期日程の決定を議題とします。

本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 第3回臨時会の会期日程について、昨日の議運で決定したことを申し上げます。

会期は本日1日、ただいま開いておりますまず本会議。今議長が申しあげました会議録署名議員の指名、会期日程の決定、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑、議案の委員会付託。終了後緊急質問が2本お手元にあると思いますが、出ておりますので、緊急質問を行います。本会議終了後、まず総文と建設の連合審査を行います。続いて、各委員会審査、引き続き議員全員協議会、各派代表者会議。15時30分をめどに委員長報告配付、議会運営委員会。そして、最後の本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、発議案の上程が予定されておりますので、発議案の上程、質疑、討論、採決、このような日程で本臨時会を行いたいと思いますので、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。本臨時会の会期及び日程は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期及び日程は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 議案の上程・提案理由の説明（議案第84号～議案第90号）

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議案第84号から議案第90号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） それでは、お許しを得て、議案第84号から90号までを続けて上程し、ご説明申し上げます。

議案第84号及び議案第85号は、関連した議案でございますので、一括してご説明申し上げます。議案第84号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第85号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上2議案のうち佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険加入被保険者の前年の所得が確定したことを受け、平成16年度国民健康保険事業の本算定を行い、各世帯別に保険税を課することに当たって、医療分にかかわる被保険者の所得割額、資産割額、均等割額及び世帯別平等割額の改正並びに介護納付金課税被保険者にかかわる所得税額及び均等割額の改正を行うものであります。また、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定することにより、低所得被保険者に対する軽減制度における応益部分の減額の額を医療分、介護分についてそれぞれ改正するものであります。

次に、市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、さきに説明しました佐渡市国保税条例の一部改正において国民健康保険税の基本税率を決定することを受け、不均一課税対象区域における医療分にかかわる被保険者の所得割額、資産割額、均等割額及び世帯別平均割額の改正を行うものであります。あわせて低所得被保険者に対する軽減制度における応益部分の減額の額についても改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、議案第86号をご説明申し上げます。下水道管渠布設工事請負契約の締結について。本案は、羽茂地区特定環境保全公共下水道事業下水道管渠布設工事について、平成16年7月20日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第87号をご説明します。深浦小学校体育館改築（建築）工事請負契約の締結について。本案は、深浦小学校体育館改築（建築）工事について、平成16年7月20日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第88号をご説明申し上げます。財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車Ⅰ型）。本案は、更新計画により相川消防署に配備予定の小型動力ポンプつき水槽車の購入契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第89号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、国庫補助負担事業として小木地区に計画していました保育園等建設事業及び赤泊地区に予定していました赤泊小学校改築事業のうちの体育館改築事業について、事業の補助採択年度が平成16、17年度の2カ年となったことにより、今回継続費並びに予算の補正を行うものであります。また、佐渡市誕生記念事業にかかわる経費についてもあわせて予算措置を行い、総額で3億1,915万5,000円を減額し、累計予算額を531億9,330万7,000円と

するものであります。歳出の内訳は、小木保育所建設事業費9,835万5,000円の減、小木幼稚園建設事業費3,780万5,000円の減、赤泊小学校建設事業費1億8,649万5,000円の減、佐渡市誕生記念イベント委託料350万円の増であります。その充当財源は、国、県支出金8,540万4,000円の減、繰入金6,255万1,000円の減、市債1億7,120万円の減となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第90号 平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。この補正予算は、平成16年度国民健康保険事業の本算定に伴うものですが、既定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ増減は行わないものであります。歳入予算では、本算定賦課により、一般被保険者にかかわる国民健康保険税について医療給付費分、介護納付金分合わせて1億5,562万円の減、退職被保険者にかかわる国民健康保険税について医療給付費分、介護納付金分合わせて1,376万1,000円の増、給付準備基金繰入金を1億4,185万9,000円の増として計上しております。また、歳出予算については、老人保健拠出金当初計上額のうち1億3,173万7,000円を、介護納付金当初計上額のうち1,012万2,000円について、それぞれ特定財源に更正し、計上しております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第4 議案に対する質疑

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑を許します。

議案第84号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第85号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、2議案は関連がありますので、一括質疑を許します。

小杉議員。

○17番（小杉邦男君） 何点か質問を申し上げたいと思います。

まず、第1点は、改正がされるわけでありましたが、予算の方を見ますと増減がありませんから、恐らく中身については変わらないで、内訳の部分で変わっているのだと思いますが、このあたりは改正によって税収が多少変わるのかどうか。問うていることが誤っていれば指摘をして、お答えを願いたい。これが国保条例の改正の部分であります。

それから、あと1点は関連する85号の関係ですが、これについては市民感情からして非常に問題があるのではないかと私は考えるところであります。中身については提案のとおりであります。詳細にわたって比較検討いたしますと、3地区が他と比較して保険税が減額をされると、こういう中身であります。しかも、新穂についてはことし1年でありまして、他の赤泊、畑野については向こう3カ年にわたって18年まで減額措置が適用されると、こういうことでもありますので、これは市民感情からいって、ここだけなぜ安くなるのかと。負担は均等に、サービスは平等にという原則に立てば、これはもう少し検討が中身として必要ではないか。確かに不均一なところについては合併の一つの状況を緩和する施策としてやるということは説明を受けて、必要なことは理解をいたしますが、上げるところは上げて、そして下がるころはそのままというより、6月につくり上げたあれから見ると、さらに新穂、畑野、赤泊とも下がっているのです、額が。そうではありませんか。誤っておったら指摘をしてください。こういうことではやっぱり市

民は納得しないと私は思います。下げることを反対するのではないです。本来であれば、上がっておるところを下げまして、下を上げてレベルをどこへ持っていかという、これが本来のやり方だと私は思います。ですから、私はこれは再検討が必要ではないかなと、こういう気持ちを強く疑問に思っていますので、申し上げたい。

そして、中身について申し上げますと、こうなるのです。第6条というのは均等割であります、均等割ではない。1人幾らという頭割り金額、これが新穂の場合には他と比較して2,496円安くなるのです。1人100円。それから、畑野ですと4,631円安くなるのです。それから、赤泊ですと5,907円一人頭安くなるのです。誤りがあったら指摘してください。私の計算ではこうなります。そうしまして、平等割で世帯割、これが新穂の場合1,885円ですか。畑野の場合2,858円、赤泊では3,252円、これだけ安くなるわけです。そうしますと、普通3人世帯が平均と考えられているでしょう。これでやっていきますとどういうことになるかという、こういうことになるのです。新穂の場合、そうしますと9,313円、均等割を3人掛けて、それで平等割を足しまして、こういうことになるのです。他と比較して9,313円安くなる。それから、畑野の場合1万6,751円安くなるのです、1年間。赤泊に至っては、2万973円も安くなるのです。これどうでしょう。納得しますか。これが提案された条例の中身なのです。どうでしょう。私は、これ再検討が要るのではないかと、こう思っています。負担は軽くしてサービスは充実するというのが合併の本来の趣旨ではなかったですか。これに戻ると私は思います。お答えを願いたい。

そして、あと1点は、通常提案されている84号を適用して出したものと85号の特例措置したもの出して比較して、幾ら穴があきますか。教えてください。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 今のお答えを申し上げます。

国保税の改正でございますけれども、84号の方の関係でございますが、いわゆる均等割の税額、4条の1項が所得割でございますし、5条が資産割、6条が均等割、世帯平等割と。それから、介護保険に対する均等割額等々でございます。11条の関係については、軽減割合を申すものでありますけれども、補正予算として予算の中に増減なしという答えが出ておったという、それはどういうことなのだというところでございますけれども、これについては基金の取り崩しを行いまして、それを充当させたということでございます。そういうことでご理解いただきたいと思ひますし、まずそのほかに今不均一課税という部分の非常に矛盾を感じるというふうなことでございますけれども、合併時にそれぞれ資金を持ち寄っておりまして、その中で新穂さんも旧畑野さんもそれぞれ資金を持ち寄って、段階的に解消してほしいというふうなことでございましたので、今回当初予算のときに説明しましたとおりの内容でございます。そういうことで非常にそれおかしいよということは、確かにこの条例そのものがおかしいよということでご理解してはおりますけれども、当初のときに不均一課税というものを承認いただいた中で何とか軽減割合、今回の初めて16年度から発生する軽減割合には初めて出てまいります。そういったことで7割軽減、均等割の7割、2,447円等々でずっとございます。そういったことで何分今回3年間、新穂さんは1年間、初年度だけでございますけれども、畑野さんについては3年間取り崩していきたいということでございまして、赤泊に

については今までも医療費の関係で非常に少のうございました。そういったことも踏まえて、合併時に3年かけて段階的に本則過程をしていきたいというふうな我々合併時の了解事でありましたものですから、こういう数字になろうかと思えます。そういったことでご理解いただきたいと思います、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第84号及び議案第85号の質疑を終結いたします。

議案第86号 下水道管渠布設工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第86号の質疑を終結いたします。

議案第87号 深浦小学校体育館改築（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 後で連合審査等で私ども所管でありますので、細かいことは別にしまして、基本的なことだけ聞かせていただきたいと思います。

一つは、この事業の予定価格、この予定価格はいつ発表、どの時点で業者さんに伝わったのか。事前に伝わっていたのかいなかったのか。まず、そのことをひとつお聞かせください。

それから、この工事については市長が言われたように分離発注をされているようですが、分離発注という形、今三つに分かれておりますけれども、市長自身はこの程度の分離を考えておるのか。まだほかに今後分離は違う方向を考えておられるのかどうか。

それから、もう一点は、昨日新潟市において官製談合の防止法を適用されて、非常に大きなニュースになっております。こういうことに対する入札の時点で注意、これはどういうふうに佐渡市の場合はされておられるのか。

それから、独禁法違反で勧告を受けた企業、この企業については今後佐渡市としてはどういう取り扱いをするのか。

以上をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

野市長。

○市長（野 宏一郎君） それでは、今の祝議員の質問に、四つございましたのですが、まず予定価格をいつ伝えたかということでございますが、これは担当課長から説明させていただきたいというふうに思います。

それから、市長に対しては分離発注はこの程度でいいのかということでございますが、今回分離発注についてはできるだけ分離発注をするようにという指示をしておりまして、そのつもりでございますが、今回についてはこの程度の発注でよろしいのではないかと考えて、その旨了承してあるところであります。

それから、官製談合の云々、きょう新聞にも非常に大きく出ておりましたけれども、これについては常々担当には申し伝えてありますが、その後の方の業者に対する注意につきましてもこれ課長の方から説明させます。

それから、違反業者に対する対応については、今のところ正式な市の対応というのを私個人としてまだ考えておりませんが、諸般の状況、バランス見ながら厳しい対応が必要だろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、予定価格の公表でございますが、これは佐渡市の建設工事の入札及び契約の情報の公表を実施要綱に基づいて公表する段階で公表しております。というのは、入札当時につきましては公表しておりません。張り出す段階で公表されるという形であります。

それから、もう一点の新潟市で起きました問題等につきましては、県等と検討、協議をしながら今後の対応については進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今入札要綱にあるということなのですが、市長、予定価格についてはこれは入札以前に発表する方が私はいいだろうと思うのです。そうしますと、これは私参加された方々の入札結果を見ておりまして、予定価格とぴったりの業者が何社かいるわけです。そうすると、これが事前に漏れた可能性があるのかなという思う人たちもおるかもしれない。そうだとすれば、やはりしっかりと先に予定価格を示して、我々はこういう考え方でおりますよということのもとに入札をさせる方が私はずっとフェアだと思うのです。ですから、正確に早目に、いわゆる通常出す段階で我々の予定価格はこの金額ですということを明示する方がいいと思って私はおりますが、これについては不都合がどこにあるのですか。あったら聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この問題につきましては、他の市等の状況等も踏まえながら検討をしていきたいというふうに考えておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これあしき前例になると困るので、ご注意申し上げておきます。

この深浦小学校にかかわるものの入札総額金額というのは、分離発注しておるところのユアテック、それから松田設備を入れて深浦小学校体育館建築と、こうなるわけです。確かに議会にかけろべき入札金額、つまりそれが1億5,000万であるから、ここから外れておるから、それはいいのだという解釈をされておると思うのですが、それはたまたま分離発注ということを行ったから、金額がそのようなことになったので、これは資料として出すべきものではなくて、議案として出すべきものです。これは、資料なんか出しても出さぬでもいいのであって、これがあるから、わかるけれども、これがなければこれだけを見

ると、こういうことになるのです。だから、これはこの事業一体として考えて、もちろんそれは議会の議決を要するものではないという解釈には立つけれども、しかしよく考えてみればこれは一体のものなのです。このうちの一つをとっても、この学校の機能は麻痺をするということになるわけですから、当然そういうふうにするべきだと私は思うのです。私ども両津においてはかつてそういうことがありましたが、やっぱり道理からいえばそうだとすることで、そのような扱いをしておりますが、この点について今後検討する用意ありますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今議員のお話のように議会の資料としての提出の問題等ではありますが、これにつきましても今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） そういたしますと、つまりそういうものがきちっとされておればいいのですが、ないと私は聞くのです。

それでは、お聞きいたしますが、この本体工事である中野建設のものはここに表が出ておりますから、わかります。私が聞くのは、では中野建設以外の電気設備工事、それからその下の機械設備工事、これについては入札を行ったわけだが、これに対する資料はどこにあるのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員のお話のように、この電気設備工事あるいは機械設備工事等の関係につきましては本会議に上程している建築工事に係る分ではありませんので、委員会等で必要があれば提出をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 私の言っておることわかったでしょう。もしあなたがこの分については、この分というのは本体工事以外のことです。今の電気だの機械設備のことについては資料において明らかにするというのであれば、この電気設備に対する入札の経過というものも本体工事の入札経過と同じようにこのところへ業者名とそれがどのぐらいのお金を入れたというのは資料として提出すべきである。議会というのは、総体予算の中でどういう入札を行って、結果としてどうなったのかというのを見るわけですから、これは委員会において出しますなどと言っておりますけれども、これは委員会は便宜上分科会方式で審査をしておるということであって、これは当然すべての議員が掌握する必要がある。そうだとすれば、最低本会議においてその資料は出すべきである。私が何を今言わんとしているかということは、少なくとも法律上の、あるいは条例上の決まりによって、それに達しない金額は出さなくともいいとなっておるけれども、一体工事として見ればそうはいかぬのだぞと。だから、その辺のところをきっちりわきまえて、付随する工事の入札経過等についてもわかる資料は最低出すべきである、こう言っておるのです。そうでなかったら、議案として、附帯議案として出しておくべきである、こういうことです。いいです。今後検

討するというのだから、答弁は求めませんが、そういうふうにすべきだということを申し上げて、私の質疑終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第87号の質疑を終結いたします。

議案第88号 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車Ⅰ型）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第88号の質疑を終結いたします。

議案第89号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第89号の質疑を終結いたします。

議案第90号 平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

小杉君。

○17番（小杉邦男君） 先ほどに関連する予算でありますので、ちょっと教えていただきたいと思います。

先ほども説明の中にありましたが、補正でもって1億4,185万9,000円税が穴があきましたので、繰入金で補てんをしましたと、こういう処理がされているわけではありますが、この金額、私が先ほど質問したときに答弁がしっかりされたか覚えがないですが、例の不均一課税をして、その結果この金額が出てくる、ということではないのですね。そのあたりはどういう。先ほど私が、不均一課税が適用されるわけですね。そうではなくて、通常の前段の条例で適用させた場合には幾らになって、不均一課税を適用したもののだから、これだけになって、差がどのくらい穴があきますかという話もしたのですが、これはイコールということで考えてよろしいのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答え申し上げます。

基金の取り崩し額の内容でございますけれども、一般で2億取り崩しさせていただきました。不均一課税で畑野さん、新穂さんで2,200万ずつ、4,400万、合わせて2億4,400万取り崩しをいたしまして、予定をいたしまして、当初予算計上1億上がっておりますので、実際には1億4,400万。ところが、取り崩すわけでございますけれども、軽減分等々がございまして、200万余り減額になるということで1億4,100万円という内容でございますので、ご理解賜りたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 基金を取り崩して収支を合わせた。これをやりますと、国民健康保険のやつの普通調整交付金というのがあるのです。それで、そのほかに特別調整交付金というのがあるのです。その特別調整交付金というものの中に、さらに特特というやつが入っております。ご存じですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 承知しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この特特というのは、経営姿勢が良好なものに交付すると、こういうふうにある。

基金というのは、給付準備基金という代物でございますから、一般的には医療費の支払いに困ったときにこれを取り崩して支払いに充てるとというのがこの代物なのです。ところが、合併に際してこういうこともあるだろうということ、国は合併直後の臨時的経費に対する財政措置というのをしておりますが、ご存じですか。幾らになっていきますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 先ほど加賀議員の言いました特特ということについては承知しておりますけれども、今ご指摘の部分については承知しておりませんでした。済みません。申しわけありませんが。

〔「あんた知らんでもいいんだ。財政課長が答弁せな。あんたが出てきちゃならん。財政課長、答弁しますか」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 今議員のご質問につきましては承知をしておりますので、申しわけございません。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これ以上が質問できぬので、最後だから、ちょっと説明しておきます。こんなことは、本当は企画情報課長、あなたが出てきて答弁せねばならぬのだ。おれが財政課長だと言ったものだから、財政課長本気になって出てきた。いや、財政課長は当然知っておらなきゃならぬことだけれども、知りませんというから、私言います。これ、5年間で13億8,000万国はつけておる。新穂、畑野、赤泊というようなところの国民健康保険税を安くする特別措置を設けています。こういうこともあるだろうと。だから、それは普通交付税で見ますよと、こうなっておる。この金を使わないで、財政課長あたりが圧力かけたのだと思う。そんなのは基金取り崩してやれと、こう言った。そこで、そうだなといって、10億ばかり持っておる。10億7,000万ぐらい持っておるでしょう。そこからあなた、金あるからと、こう出した。それがどういう結果になってあらわれるかということをこれから私が申し上げる。そうすると、国は大変経営姿勢がよろしくない。基金を取り崩して収支の玉を合わせておる。こういうことで特別調整交付金の中の特特を私の計算だと7,000万くらい削られます、国に。そういうつまりお金の出し方、国は交付金の中へ入っておると言っておるのです。一般財源、国も悪いのですけれども、交付税の中にそいつは入っておると、入れてあるのだと、それを使えと、こう言っておるのです。それを財政当局は交付税はどこへ使ってもいいのだろう。色がついていないのだから、そんなものは国保へ出せるかと、こういう話をする。そうすると、国はペナルティーとして経営姿勢がよろしくない、つまり姿勢がよろしくないということで、この後私は7,000万からの金を削られるだろうというふうに思うのです。もしそのことは承知しておると、これは今度市民課長です。あなたの分野です。そのことを知っておるというのか、それは知らなかったというのか、これは非常に大事なところで、総体的には佐渡市の財政に影響してくることなのです。だから、その点について承知しておるかどうか、それだけ聞いて、もし知っていなかったらしっかり勉強して、今からでも遅くないから、この次の補正で取り返して、一般財源から出してもらって、国保の準備基金へ戻すと、そういう作業をやれば国は、ああ、そうかと、姿勢がよろしいなということでこの次その金をよこすと、こうなっておる。わからぬかったら、あなたのためにわざわざ私が2000年に私の詳細に出したものをあなたに上げたのでしょ。そんなことは言わぬ方がよかったかもわからぬけれども、答弁願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答え申し上げます。

先ほど私答弁したらおまえでないのだというもののなのですが、ちょっとまた失敗すると困るのですが、実際には私たちも特特という言葉はきょう加賀先生からの広報を見せていただいて、これは佐渡にどこの部分に当たるのだかという研究ちょっとしておったのですけれども、申しわけありません。時間的余裕がなかったものですから、知らなかったということで答弁させていただきます。これからもうよろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第90号の質疑を終結いたします。

以上で議案に対する質疑は終わりました。

日程第5 議案の委員会付託

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま議題となっております議案第84号から議案第90号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託します。

日程第6 緊急質問

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

登記所の統合についての件について、加賀博昭君から緊急質問の通告があります。加賀博昭君の緊急質問に同意し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、加賀博昭君の緊急質問に同意し、直ちに発言を許すことに決定いたしました。

加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

〔58番 加賀博昭君登壇〕

○58番（加賀博昭君） 緊急質問でございますので、ずばり本論から入らせていただきます。

ご案内のように、登記所の統合ということが今大問題になっております。私の持つておる資料によれば、7月1日、市長に対して、両津のあれは出張所になるのですが、登記所と、それと真野の出張所を相川に統合したい、こういうことを、これは伝達という表現を使っておりますから、厳しい言い方すれば申し渡すというふうな話になるのですが、申し渡されたのではたまらない。そこで、あなたはこれに対してどういう態度をとったのか。私は、この文書から察するところ、7月1日以前にもあなたに、統合したいが、どうかというお話があったのではないかと思います。これは、10月12日をもって統合すると、こうなっております。この問題は、今飛び出してきた問題ではないのです。かなり前に出ておりまして、我が両津市が撃退をしたという経過がある。そのときに彼らは、わかりました。やがて伝送システムを完成させますから、その際にはご協力をお願いしたい、ということ。そこで、一体この伝送システム、つまり不動産登記にかかわる登記簿謄本を両津の出張所で受け取ることができる。今はやりのコンビニかどこかで

戸籍謄本や何かもらえるという、あんなようなものですわな。そういうシステムができたというときであれば、場合によればやむを得ぬだろう、こういうふうに思うのです。だから、その辺のところを一体あなたはどうか対応したのか。ここは、大事なところなのです。もし、これやるとだめだな。これ2回目にやることにしましょう。ヒントを与えてしまうから。ヒントというよりは、正確な答弁を受けるためにあえてそういうふうな方法を用いますが、佐渡島というのは東京23区の1.4倍あるのです。東京23区の中に登記所が一つだといったら、東京都黙っておきますか。東京23区の諸君が。それでも東京23区は交通網が八重になっておるのです。あの東京都の1.4倍あるこの佐渡島で、しかも交通便は悪い。こんな中で伝送システムもない。そういう中で登記所を1カ所にするということに佐渡の島民がどんなに被害を受けるかということをおあなたが認識をしておれば、ちょっと待てと、そうはいかぬぞという話にならねばならぬと思うのです。その点はどうか、こういうふうに聞いておるわけです。

それから、もう一つ申し上げたいのですが、あなた地方自治法第8条の観点に立って、これからの佐渡島の島づくりというのをやっていかなければならぬ。余りいいことではないけれども、住居連檐地域、つまりわかりやすく言うと金井、佐和田というエリアの中に佐渡市の中心部を構成していかなければならぬという法律上の規定がある。それとの関連でも、これは異議を申し立てなければならぬと私は思うのです。あの岩首の果てから向こうは真更川、小木の果てだ。そこから、あなた、相川へとここへ行かなければならぬ。戸籍謄本一つとるにしても、もし司法書士に頼むということになれば、司法書士はその交通費を含めて費用の請求をするということになる。まして高齢化社会においてそんなことになったら、不便もさることながら島民の財政負担は大きなものとなると思うのです。だから、私は今からでも遅くない。両津がかつて約束を取りつけてある。文書でとらぬだったのはまことに残念であるが、口頭で取りつけてある。それを履行させることだけであるから、だからぜひひとつ頑張って、統合を絶対だめだとは言わぬ。しかし、伝送システムが完了するまでは待て、このぐらいのこと私は主張すべきだと思うが、あるいは主張しておるのかもわからぬが、この緊急質問で改めてお尋ねしておきます。市民の皆さん見ています。これどう答えるかなと、こういうことでありますので、ご答弁をいただきたい。

以上で第1回の質問終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君の緊急質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） 加賀議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

一つに、7月1日に確かに新潟法務局長が私のところへ参りました。加賀議員が言われた内容とほぼ同じことを言われました。その中で、質問の中にもう一つあったのですが、その前からそういう話があったか。これは、先ほど両津市長が、当時両津市が法務局に対して対応したと同じころだと思うのですが、真野でございましたので、同じようにありまして、このことについてはそれほど明確ではございませんでしたが、両津市長とたしか近藤先生にお話しした経緯がございまして、その過程の中で私は、しばらく待つといった約束というのは私にはなかったのですが、この問題についてはまだ先だろうというふうに思っております。

実は7月1日に来られたときに、私もちょっと反省はしておるのですが、そのときの話の内容が今加賀

議員が言われたように伝送システムをつくりたいと。それについては、真野と両津の登記所の資料をデジタル化すると。その作業に今の相川の法務局を使いたいと。その後その作業が1年半ぐらいかかるということでございます。18年の4月からは伝送で、極端なことを言うところでも資料がとれるというふうな話がありました。そのときに、そんなにデジタル化に時間がかかるのかという質問をしました。それから、相川でなければいかぬのかという質問もしました。広さとか、真野と両津の資料を集める場所の問題だとかということで、時間と、それから場所は相川が今のところが一番適切という話でありました。それでは、そのときに私の質問がよかったのかどうかわかりませんが、全部確かに聞き切れてはおりませんでした。どこからどこまでが伝送でできるのかということを明確に聞けばよかったのですが、私とすると申告、申請については全部できるというふうなイメージでとらえておりました。ただ、図面等がありますので、全部が全部、それではできるのかなというのは一抹の疑問もありましたのですが、そのことを申し上げたところ、それについての明確な反応はたしかなかったような気がします。

それで、加賀議員もご存じだと思うのですが、一応国の整理統合の基準はいろいろる説明は受けたのですが、7月1日の時点でやはりもう少し明確に伝送の内容と申告がしっかりできるかどうかということのヒアリング、それから場所の問題、一部そういう法務局へ出向かなければいかぬことがあるのであれば、位置の問題等をもう少し深刻に考えておけばよかったのではないかなというふうに思います。もちろんこの問題ご指摘を一部受けた後、先ほど遅くはないとは申しましたが、ちょっと遅いのございます、大至急ということで関係業者の方々と相談し、かつ今の厳密にどこまで本当に伝送でできるのか。個人認証の問題があるので、確かにちょっと問題はあるのですが、その問題も含めて課長に対応してもらい、そのデータをもとにもう一度新潟法務局へ出かけていきたいというふうに考えております。場所についてどうかとか、そういうことについてはたしか具体的に地方自治法の8条であるということではありますが、それについては申し上げておりませんが、その地域の問題はもう少し適切な場所にしてほしいということとできるだけデジタル化、アナログをデジタルに変換する期間を短くしてほしいという話は申し上げてあります。そういう意味で、もう一度関係事業者と相談しまして、遅まきながら両津がもしそういう形で法務局との約束ができているのであれば、それを盾にとらせていただいて、交渉をやりたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君の2回目の緊急質問を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 少しのろまだなという感じはしますが、それでも今私がお話を申し上げて、これは大変なのだなという認識はいただいたような気がするのです。

業者は、業者ということになると司法書士とか土地家屋調査士、この司法書士、土地家屋調査士には7月の14日午後1時30分から集めて、佐渡市の市長から了解をとりましたので、皆さん、ひとつご了承いただきたいという話をしたのではないかな。佐渡の司法書士の中には怒って、そんな会議に出られるかとサボったやつもおるわけなので、そのくらい、我々は費用を取ればいいのだけれども、交通費というのは大体相川へ行ってくるとちょっと2時間近くかかる。それは、費用の上乗せしてやれば、それはそれで費用の件では済むけれども、しかし佐渡の島民の不便といったらこれははかり知れないぞというのは彼らの言い分です。

そこで、市長も同罪ですが、課長、あなたこの問題が起こったときにいち早く、旧町村名で言えば真野

の支所と両津の支所です。ここに連絡をして、こういう実は事情があるのだがというようなお話をしましたか。まず、それが1点。

それから、幸いここに支所長が来ておるが、真野の支所長と両津の支所長、これはそういう連絡を受けていますか。もし受けていないとすれば、こういう問題が起こったときの行政間の伝達という、そして意思疎通を図っていく、あるいは情報の交換をする、この点で大変私は、気がつかないというかも知れぬが、注意義務を怠る。それがいろいろな面で障害をなしてくる。ちなみに、私は両津の支所長にも聞きたいが、両津と文書契約はないけれども、その当時そういう話があって、当然このことがわかれば、行って登記所に確かめなければならぬことだろうと思いますが、この情報はいつ得たのか。また、得て直ちに行動してみたのか。その辺の本庁との連絡関係はどうなっておるのか。この点についてお尋ねしたいということが1点。

それから、市長、新潟市と亀田と合併したですわね。あの交通便のいいところでさえデジタル化、伝送システムが完成するまでは廃止できなかったのです。今度伝送システムができたから、閉鎖をさせていただきたいと法務局の方からお願いをして、ここまで私どもはやりましたので、お願いしてくれということです。佐渡の場合もしこれ1遍のあなたに対するあいさつで終わらせたということになれば、新潟県の中で特に県都新潟市と言われておりますが、それと佐渡と比較すると、随分佐渡はなめられたものだなということになるのです。今からでも遅くない。亀田でやっておるのだから、亀田でやったことがこの佐渡島でできないはずはない。そういう点でこれからどのように取り組むのか、これあわせてご答弁願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 加賀議員にお答えしますが、このことについて知ったのは、今市長さんの方から言われたように7月1日の佐渡で行われました県下の戸籍総会が八幡館で行われました。そのときに新潟支局長と庶務係長が来室いたしまして、市長に面会を求めた。それで、10月12日という期限が初めて知らされました。そういったことで、支所と連絡をとりましたかということなのですが、そのことを受けまして、相川の本局、今の支局のところの方と常に連絡をとって、事実かどうか、その辺のことを確認とりながらやっておったものですから、要は支所との連絡、真野支所と両津支所との連絡はとっております。申しわけありませんが、それが事実でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） それから、加賀議員が今私に問い合わせた亀田の問題ですが、これは確認していないので、ぜひ早目に亀田と新潟がどういうふうな状態で移行されたかということを確認して、もちろんそのことも含めて、デジタルに乗せるのが相川の法務局でなければいかぬのかどうか、それも含めて確認して、対応したいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐々木両津支所長。

○両津支所長（佐々木文昭君） 事実関係をいつ知ったかということですが、25日です、7月の。ある議員から連絡いただきまして、朝、早速その午後両津出張所長とお会いしまして、こういうお話があるのだが、どうかということでありましたが、ほぼ今の発言と同じようなことが申し述べられました。

それから、加賀議員先ほど文書約束はないが、約束はあるというような話ですが、私前市長からも引き

継ぎをいただいておりますし、よくわかりませんが、その約束は、ただ私当時建設課長でありましたから、いわゆる国土調査とか用地買収の登記とかの関係で前出張所長と大分懇意にしていたものですから、いろんなうわさがあるが、統合についてはどうなのですかというお尋ねをしました。その中で、先ほど市長も答弁されていましたが、まずデジタル化、電算化が先だろうと。両津の場合は、佐渡全島は非常に面積も広いし、県下全体、いわゆる都市部からそういう作業をするので、二、三年は大丈夫だろうなという話はしていました。ですから、今回新しい所長とも面談した中でも、非常に残念だ。いわゆる一島一市になったことによって多分早まったのではないかなという、いわゆる両津の出張所長そのものにはそういう権限はございませんので、経過はよくわかりませんが、私自身も少し早いなという感じを受けているというお話はございました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、逸見真野支所長。

○真野支所長（逸見政義君） 私は、昨日、前選管委員長をやられておられました西村さんでしょうか、が真野の方で仕事柄来ておまして、その方からその話を私のところの庶務課長に教えた。庶務課長からきのうその話を聞きましたが、そのようにもう決まっておることなのだというように伝え聞きました。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君の3回目の緊急質問を許します。

○58番（加賀博昭君） 今聞いたとおり。これは、野市長、一步も引いてはだめです。デジタル化をするまで待てと。約束があるのだから、だから我々もデジタル化するまでは大丈夫だろうというふうにたかをくくっておったところが、突如として抜き打ちをやる。こんなの黙っておったら、ずっとなめられてしまう、佐渡市は。本当。

先ほど質疑やらなかったけれども、ここでついでに指摘だけさせてもらう。何ですか、これ。今度の予算書。合併したら合併特例債を貸し付けて、それで佐渡の整備を図りますと、こう言いながら、小木の保育所建設をできぬから、2年にまたがらせてくれ。赤泊の小学校の建築、体育館についてはこれも後回しにしてくれ。来年まで待ってくれ。合併特例債です、合併特例債。合併すれば、交付税は合併しないときと同じように10年間は減額させぬぞと、こう言っておるわけです。だから、ところが合併してしまえばこっちのものだということで好き勝手なことをやっておる。法務局も法務省も、どうだ、ひとつこのあたりで瀬踏み入れてみると。佐渡の連中というのは大体疎いから、文句言わせぬのではないか。ここで黙っておったら、すべてがこの方式でやられる。私、昨日この財政分析やったのです。賃金、月給を引いて、委託料を払って、負担金払って、負担金だってばかにもならないです。90億円です。賃金は幾らですか。150億です。わずか320億ぐらいしかない一般財源が全部食われて、残ったの幾らですか。55億しか残らぬではないですか。その55億でこれからやらなければならぬという、こういう厳しい状況の中で、それも耐えなければならぬだろう。

しかし、こういうことについてお上のおっしゃるとおり長いものには巻かれろ。お上の言うことだから、黙っておきましょうなどということをやっておったら、佐渡市はだめになる。腹をくくって今聞いてみなさい。真野の支所長はきのう聞いた。28日に聞いた。佐々木支所長については、議員から25日に聞いた。市民課長、ちょっと悪いけれども、あなた大体危機感がないな。こういうことに対する認識が。それは、いずれ改めて別のときにやりますが、きょうのところはぜひひとつこのピンチを、きょうの緊急質問、恐

らく司法書士の諸君はみんなテレビ出ておるならスイッチ入れて見えています。これは何とかしてもらいたいなと、こう思っておるし、それから佐渡の行政はどうもその点が後手に回っていかぬ。もっと機敏に行動してほしいという要望あると。野市長、あなた力足らぬのなら力かします、いつでも。とにかく佐渡のためにやるというこの1点なら、政党制は関係ないだろう。力合わせて私はできると思うので、とにかく10月12日はだめだと、戻せと。そして、デジタル化に対する明確な方針を示してから統廃合について相談に乗りましょうということであなただき返してください。頑張ってください。やりますか、やりませんか。その1点。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

野市長。

○市長（野宏一郎君） 加賀さんの応援も得て、たださっきおっしゃられたように二、三年待つてほしいという約束、加賀さんされたというので、ぜひそれを私は使わせていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、デジタル化の内容をきっちり聞いてみます。私に言った内容で、本当に相川に運んでからやらなければ、資料を1回、1カ所に運ばないとデジタル化はできないということを、それでその期間がかかるということを法務局長がそう言ったものですから、その二つを確認させていただいて、とにかく一生懸命やります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で加賀博昭君の緊急質問は終わりました。

お諮りします。入札制度についての件について、大澤祐治郎君から緊急質問の通告があります。大澤祐治郎君の緊急質問に同意し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、大澤祐治郎君の緊急質問に同意し、直ちに発言を許すことに決定いたしました。

大澤祐治郎君の発言を許します。

大澤祐治郎君。

〔56番 大澤祐治郎君登壇〕

○56番（大澤祐治郎君） それでは、貴重なお時間をおかりいたしまして、ただいま議長から緊急質問の発言を許されましたので、お願いをいたしたいと、こう思っております。きのうから、あるいはけさの新聞等で、新潟市では祝君の質疑にもありましたように公取から官製談合があったという厳しい指摘を受けました。しかも、職員が5人も絡んでおったと。まさにどうなっておるのだと、こういうようなことであります。佐渡市もこんなぶざまなことが起きませんよう念願をして緊急質問をいたしたいと、こう思っております。貴重なお時間をいただいておりますので、早速始めていきます。

本日は、入札行為のみ視点を置いて質問いたします。行政において地域の発展、活性化は当然の務めですが、それはまさに公共事業に大きな存在があるということはどなたも認めるところであります。そこで、一般に公共がと言われますが、官が民に対して事業を分配するには法律の定めによって入札制度が必要になってくることは周知の事実であります。すなわち、市長が事業計画案を議会に提案いたしまして、事業、予算のボリュームに応じて議決、承認をするということでありまして。条例では1億5,000万以上の財政取得あるいは予算契約について議会の議決が必要だということになっておるわけでありまして。し

たがって、本臨時会は議会においても第86、第87、第88号において契約承認が求められておりますが、これはまさに条例でうたっておる1億5,000万以上に該当するということでありますから、このことについては議決ということで私どもはすべてを知り得る立場にあるわけでありまして、それ以下のことになりますと、先ほどこれも祝さんのときに出ておりましたが、所管委員会でない、言うならば分離発注をいたしましたといえども、その中身のことにについてはなかなか質疑に応じてもらえるという状況下にはありません。したがって、そういったことを掌握するについても、我々が現在本庁あるいは支所というような事務形態のこの佐渡市においてはなかなか調査依頼が事務方をお願いしにくい。したがって、情報を得るには相当な時間とエネルギーが我々には必要になってきます。したがって、変則事務形態ということでやむを得ないと言われますけれども、結論から申し上げるならば、大きなそういった我々が情報を得るためのロスと、それからその開陳が出てくるまでの極めて有効な時間がむだになってしまう。そういう意味で、ぜひその情報を速やかにお願いをいたしたいということも含めながら、入札承認について 野市長のいわゆる政治的、政策的見地から入札について 野市政といいますか、いわゆるそれに取り組むポリシーあるいはスタンスというものを我々なかなか市長からお聞きすることができない。したがって、どういう形で市長が本意を持って入札をやっておるかということについてもなかなか真意を得ることができにくい。こういうようなことがありますので、ぜひ私はそういった86から88までの入札もあわせてあるわけでありまして、それに関連いたしまして、まず市長の本当の入札に対する本音というものを知らなければ、我々は本日のこの議決にもなかなか本論を知ったということにはならない。まさに市長の言うがままの目隠し審議で議決に応じるというようなことになってしまうかと、私はこう思うのです。したがって、そういう意味で市長にぜひ市長が考える入札という、まさに 野市政においてはこういうことだという私はスタンスをぜひお聞きをさせていただきたいと、こう思っておるわけでありまして。

その中において、特に実は昨日28日午前8時過ぎだったと思います。7月27日午後1時半に実は行われた入札行為の中で、相支建道第16の1、市道稲鯨線第1号の入札がありました。これは、私どもに事業計画が事前に知らされておる範囲におきましては、1億5,000万で3カ年でいわゆる3等分に分けて事業をいたしますという事業計画であったかと思っております。しかし、それが皆さんのきょうの議決行為にかかってこないということは、1億5,000万以下で事業をいわゆる受注したと、こういうことかと思えます。速やかに素直にお聞きすれば、まあそうかということになりますけれども、うがった見方をすると 野ミステリーなストーリーがあるのではないかと。そこに入札に参加された業者の13社あったそうではありますが、方々こぞっていわく、この入札はまさに我々がかつて経験したことないおかしな入札だと。不手際があったとか、もちろん違反行為があったとかということではないのです。13社の業者の中で、1億円足らずの入札事業金に対して13社も、しかもA級ランクに近い人をほとんど集めて入札行為を行った。それは、とりまなおさず4億5,000万から5億のいわゆる総額事業予算であるということ、これを3カ年に分けてやるということでもありますから、それなりの資格を持った、言うならば市で、 野市政ではどうお考えになっているかわかりませんが、今日まで佐渡の業界で大幅に幅をきかせてきたいわゆる資格といいますか、ランクというものがまさに無視をされた入札行為であった。13社に対しては、ここに議決として提案されておきませんので、私の方から申し上げるわけにはいきませんので、それはカットいたしますが、ともあれ入札行為が行われた。しかも、その中のメンバーの中にどなたが常識に考えてもこういう人が入ってく

べきでないし、来ること自体が今までの言うならば慣例からしてもおかしいと、こういう業者が1業者あったわけでありまして。そして、その業者がまさに見事大手を差しおいて入札をとったと。とった行為は、不正行為はなかったのですから、入れてもらったという限りはとる資格はあるのですから、何を言っているのだと落札者は申し上げるかと思っております。しかし、私は何ゆえにそういったまさに業者がそこに入らなければならなかったのか。そして、私ども相川が事業該当地であります、隣の佐和田町にはCはもちろどこにもありますが、Aがあったのですが、恐らくAは辞退してBになったのかな。あと10社はB業者です。そういった業者は、一名も入札に呼ばれておりません。そういうまさに不可解な中での指名入札が行われました。そして、落札者が私がかつてその人の事業記録さえもそれぞれの応募者の業者の中では存在感を疑うというような状況下にある人がとったと。まさに事業は完成して、市長は受け取ればそれはそれでいいのですが、そういった入札、そしてしかも言うならば参加者の7社の方が、たまたま私のところは通り道でありますので、私のところへ寄ったのでしょうけれども、いわくこぞって言うのは、まさにどう考えてみても奇想天外な入札メンバーであると。そして、いろいろな「財界にいがた」が喜んで飛びつきそんな話まで私にしていきました。————これは、まさに市長選挙の論功によってこの業者が入ったのだと。まさにどこが本当かうそかわかりませんが、市長が必要とあらば、私は市長にそのことをこの質疑の中でお答えをしてみたいと思いますけれども、必要なければお答えをいたしません、まさにそういった入札が行われた。一つの入札をとっても、今まで業界がかつて経験のないような人事構成で入札が行われたというようなこと、したがって私がここで声を大にして市長にお聞きをいたしたいのは、市長の入札に対する、あるいは指名業者に対する選考基準、そういったものに対して市長はどういうポリシーあるいはスタンスというものをもちなのかな。これをまずはっきりしていただかないと、今後の入札にいろんな付和雷同した取りつけのような問題がたくさん起きてこようかと、こう実は思っておるわけでありまして。

あわせて、私がそこに実は通告申しておりました中で一部深浦小学校の入札の件、原案には中野建設さんだけの入札が2億9,000万余りの入札でありますので、質疑行為が必要だということで上がっておるのだと思いますけれども、加賀さんからも指摘されましたが、知らない人が見ますとこれは一括発注ではないのかということになるかと思えます。かがみに合わせてやっぱりすべて事業内容をそこに添付するのが私は親切ないわゆる議決行為だと、こう思うわけでありまして。その中で機械部門、電気部門、あるいは営繕部門等、そういったものについてはこれは分離発注して、しかも1億5,000万に満たない予算であるから、皆さんの議決は要らないから、これは原案に附帯しなかったのだということになるかもしれません。規則的にはそれは違法ということには私もならないぐらいのこのことの知識はありますけれども、親切にいわゆる議決を議会に求めるというのであるならば、洗いざらいのどこの業者が分離発注で幾らでとったかというぐらいのやっぱり資料はつけて、そして中野さんの躯体に対する2億9,000万の落札価格が認められるかどうかという議決を私はするべきではなからうかなと。これは、加賀さんの質問にも私は同調するものであります。したがって、そういうことを含めて、そこにまず業者の選定基準についてということから5項目まで上げておりましたが、分離発注についてはその中で一部深浦小学校については、私もここに一括発注になっているがということは原案を見て申し上げたのであって、後のついてきた資料を見たら分離発注だったのだなということを知ることができたので、その件については今後の扱いについてご期待

を申し上げるということについて掘り下げよということはいたしませんので、その件はお答えをいただくなくても結構であります。

それから、入札方法については、一般的にはどこでも、実はいわゆる県、国へ行きますと一般競争入札というものが本論でありますけれども、地方自治あたりに至ってはそれほど大きな事業というものが無いということなのではないでしょうか、あるいは広く地元業者育成というような見地からそういう方法をとっておるのかわかりませんが、指名競争入札というものがこの佐渡市も現実にとられております。そういうことで、一般競争入札でなく何ゆえ指名競争入札というものを 野市長は選択されたのか、そのこともいわゆる入札というスタンスの中でお話をいただきたい、こう思っております。

それから、従来は法定完成保証人というものの制度がありました。いろいろ物議を醸しました。これは、まさに談合の温床になるから、やめるというようなことで、私の出身の母体の旧佐和田町でも履行ボンドというものに切りかえ、いわゆる保険です。切りかえて、この制度を廃止しました。ところが、今回の入札の請書によりますと、そういったことは一切書いていないと。言うならば事業費の1割でしたか、正確なことちょっと覚えておりませんので、お許しをいただきたいと思います、のものを積み上げれば、供託すれば、完成法定保証人というようなものは要らないのだと、こういうようなことだということですが、そういうことも指名入札応札の中でこういった業者に対する説明はないと。多くのこの相川の入札に応じた方々は、実は入札に行ってみて、何にも言うならば完成保証人に対する注文がなかったので、これはどういうことかなという疑問を持ちながら実のところ入札をしてまいりましたということがありました。なぜそういうものを廃止したのか。大変言葉に語弊がありますけれども、言うならば市長の思い込みで調査不足で、あるいは危うい業者が指名業者にもし入ったとするならば、その業者が途中で投げ出すというようなことがあったならば、これは私はやっぱり履行ボンドとか、あるいは完成保証人というようなものも、市長が今後フリーハンドの指名業者を選択をするということになるとなれば、やはりこれもあしき慣行でありながらも従来の言うならば経験ということの中から必要になってくるのかなという、実はそういう思いもいたしておるわけであります。そういうことで、3番目に代案に履行ボンドの導入は考えられなかったのかということを書いてあります。同じようなことをやっておるようでありますから、これについてはそういうお答えが出るのだと、こう思っております。

次に、5番目に指名業者の選定ということですが、指名参加者で問題視されていることがなかったのか、あるいはそういううわさというものを市長はまさに聞いておらなかったのか。業者指名ということに市長がどこまで入り込んだのか。これは、まさに助役をキャップにして入札選考委員会というようなものがあって、その中での今回の相川のいわゆる市道稲鯨1号線の入札であったのか。そのことについても確認しておきたいと、こう思っております。また、県の業者ランクというものの、いろいろ問題、物議は醸していますが、そういったものは今後参考にしていくのかどうか。あるいは、市独自のそういう事業者のランクというものをつくるというようなお考えがあるのかどうか。そういったことを含めて市長の入札に対する政治姿勢、いわゆる信念をお聞きをいたさないと、後の86、7、8というような入札に軽々に応じることはなかなか私自身の気持ちが許さないということで、その質疑があったものですから、緊急に市長のお答えをいただくということで緊急質問をさせていただいたわけであります。

あとについては、質問席の方からまた議長の許しをいただける範囲でお願いをいたしたいと、こう思っ

ております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君の緊急質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔「次長、それはそうと水くれさ、これ。加賀さんのだとちょっと抗原抗体反応、免疫が強過ぎておれにはちょっと、コップをかえてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午前 11 時 44 分 休憩

午前 11 時 44 分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） 大澤議員の質問にお答えしたいというふうに。とりあえずありきたりですが、担当がちょっと書いたのだけ先に読ませていただいて、後でまたご説明したいと思います。

工事の指名競争入札の指名業者選定に当たっては、建設工事指名業者選定要綱に工事等級に応じた指名等級の範囲や指名数の標準等が示されており、これに沿って指名選定を行っているということでもあります。たまたま相川のこの件は、土木一式工事で工事の等級はA級であるということでございます。指名選定対象となる業者格付はA級を原則とし、B級まで可能であります。したがって、この工事の指名業者の中にC級業者は含まれていないということであります。これは、先ほど大澤さんの質問にお答えしたわけですが、ちょっと前後しますが、入札参加ポリシーといいますか、やはり単純に言えば公平正大な受注をしていただいて、それが市民のために適切な価格であるということだろうと思いますし、今回の入札の業者選定につきましては、これは指名委員会がありまして、決めたわけでありまして、その基準となるのは合併協議会の選定基準ということであるというふうに聞いておりまして、それにつきましてはそれによって今回の業者選定が行われたということを聞いております。特に最初でもありますので、いろいろご迷惑かけたりすることもあると思われますけれども、今回について市長がこの業者を入れろとか入れるなどといったことは一切ありません。公開の席で合併協議会が決めた基準によって決められたわけございまして、そこところご理解いただきたいというふうに思います。細かいところは、また課長の方から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただ、その後私のところにもいろんな問題で聞きました。しかし、恐らく合併のときの最初の指名ということで混乱がいろいろあったのではないかというふうに思います。特に相川の問題については、佐渡市の平成15年、16年度の建設工事入札参加資格者名簿では旧市町村等の入札参加資格者名簿で登載されていた有資格者について、原則佐渡市の入札参加資格者名簿に承継するということになっています。これは、合併協議会で決まっているのですが、同一業種で旧市町村の間で相違する等級格付がなされていた場合は、その最上位の等級に格付をしているということでございますので、その業者は相川ではC級ということでございますが、ほかの町村でそれより上位の格付があれば、それを適用されるということで対応したとい

うふうに聞いております。

それから、入札方法につきましては、これもどこまで合併協で決めたかわかりませんが、通常的に行われている指名競争入札をとっているのだということで報告を受けております。

それから、履行ボンド、これも私はこの言葉ちょっと知らなかったものですから、聞いてみました。以前に工事完成保証人制度については、おっしゃっていただいたように工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証制度への移行についてという通知があり、現在は行っていないということでございます。それなりに工事完成保証人制度については問題もあったのだというふうに説明は受けました。契約保証の方法につきましては、すべての工事に履行ボンドを導入するかについては、必要とする工事の内容はもとより、業者サイドの費用負担等も考える必要があります、今後各社、業界の状況を踏まえ、指名委員会等で検討していきたいと考えているということでございます。確かにおっしゃっているように工事金額の1割を積んでいただいてということだそうでございます。

それから、先ほども話ししましたけれども、この業者が指名されることを知っていたかというお話がありました。残念ながら私はこの業者について今まで存じ上げておりませんでしたので、その旨ご報告申し上げます。

これでもし足りないところは、課長の方に振らせていただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 大澤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、指名業者の選定等につきまして、県のランクであるとか、あるいは市のランクというものがあるのかというような問題等の関係につきましては、現在建設工事における業者の格付、これにつきましては先ほども市長の方からありましたが、合併協議会の方針を踏まえて、市として建設工事入札参加資格審査規程、あるいは実施要綱等を定めて、これに基づいて業者選定というものを行っておるわけがあります。具体的には土木一式であるとか、あるいは建築工事一式の工事であるとかというものにつきましては4ランク、AからDランクまでありますし、電気、管等につきましては3等級のAからCまでであるというような形でそれぞれの業種によって行っておるわけがあります。市の規定というのは、ほぼ県の規定に準ずる形になっておりますが、選定に当たっては県の基準というものを使用してランクづけをしているというわけではありません。16年度におきましては、経過措置といたしまして旧市町村で有格者のランクをそのまま継承しておるということで、これも先ほど市長の方から話があったのですが、そういうことで佐渡市としても旧市町村のランクというものを継承し、さらにそれを佐渡市の有格者ということでみなして等級ランクをしていますので、必ずしも県のランクとは一致しないということでもあります。

それから、もう一点、履行ボンドの関係なのですが、これにつきましては契約保証の方法になるわけですが、すべての工事に履行ボンドを導入するかどうか、それから必要とする工事の内容というのをどういふものについて適用する方がいいのか、そうしたこと、それ等も考え合わせながらこの問題については研究、検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 連絡いたします。

間もなく正午でありますので、会議を続けます。

大澤祐治郎君の2回目の緊急質問を許します。

○56番（大澤祐治郎君） それでは、今の市長の答弁をお聞きいたしておりますと、ほぼはっきりしたのはこの入札行為については原則について市長は何も知っていないと。中身については掌握していないというのが事実のようであります。市長がすべてオールマイティーに行政を言うならば掌握しろということは、私は窓口が広くて無理かと、こう思っておりますけれども、いわゆる我々行政においては市長の予算書というものは市長の言うならば顔であり、プロフィールだとよく言われます。そのプロフィールをいろいろ活用して、言うならば仕事分散されていくわけでありますから、できるならば市長がわからなければ助役、助役がわからなければということになりますが、助役がわからないこと、以下のことはこれは担当課長はわかっておることは当たり前のことですが、スムーズに市長にそういった話を、財政課長はやっぱり入札に関してこういった反省点がありましたとか、こういう今後改良すべき点がありましたということは報告は当然、浅井課長のことでですから、やっておるのだと思いますけれども、そういったことを速やかにやっていただきたい。というのは、市長は淡々として合併協議会の規則、基準によってと、こういう話で話をされております。相川で、原則は言うならばA級ランクの業者の指名だと、こういう話をされている。そこに入った、私があえて言葉をここまで出しておってできない人の会社は、相川ではCだと。現在金井に本社を持っておるらしいのですが、金井では合併前まではCであったと。合併に応じて、どうなのか特進したというのか、急遽走り込みBになったと。そういうまさに疑わしい人がなぜそんなところへ入札に入ってこなければならぬか。だれが考えたってわかるでしょう。隣の佐和田町、そう頭悩まされなくてAからBからCまでみんないます。そんなものが抜かれて、金井に、相川に事務所を持っているのです、その人は。幽霊会社、プレハブの会社を置いて、デスク一つ置いて、電話あるかどうかわかりません。そこへ行って実態調べたわけではありませんが、そういう人が入ってきて、入ればこれはもうC、Bの人がAの仕事をとれるのですから、これはもう必死になって、言うなら制限価格をくぐってもいいという思いで、私はその立場でも入札はやります。しかし、そういう人がもしショートしたときに、これはだれが見るのですか。1割の供託金を積んでなんていうものでは、これは後始末はできません。そのために履行ボンドというのが必要だということで、履行ボンドを皆さん各自自治体は取り入れたのです。ところが、履行ボンドをやると、その入札額に応じた金額の応分の保険金がかかりますから、業者に負担がかかるなんてことを言われる首長さんが出てくるのです。私に言わせればとんでもないので、そんな保険金を掛けられないような人を指名に入れたということに市長は責任を感じないかということなのです。そういうことが指名入札、選考のやっぱり私は原点だと思うのです。これは、もう終わったことですから、私は何にも言いませんけれども、しかも私どもには事業計画3カ年で1億5,000万だということを、財政課長、あなた私らにその事業計画表をくれたではないですか。そこでうたっておきながら、いざ入札になったら1億以下でやっとな。それはどういうことなのか。県からいわゆる国庫の配分が言うならば思うように来なかったために、消化範囲の金額で入札をしたということなのか。そこいらのことについては、私らもっと詰める必要がありますけれども、時間がありませんので、それは私は今回は詰めませんが、そういうことを言っていて、私らはそういう事業関係者にいろいろお聞きされると、うん、1億5,000万ずつ3カ年で分けて事業をやるというのだよと、こういう話をしておりました。業者もそういう気持ちでおったはずで。ところが、入札に応じたら1億足らずの金額だったと。1億だったのか、私は正確に知りませんが、何か九千

九百何十万、1億弱の金額だったと聞いておりますが、だったと。そういうことで、入札結果がとんでもない、そういったかつてA級がやったことのない実績者に落ちてしまったと。裏を返せば、ふんどし担ぎもたまには横綱と相撲をとると、横綱はふんどし担ぎの実態わからぬから、あるいは取りこぼしもあるかわからぬという、こういう感覚です、この入札は。ですから、そういったことでいろんな思惑が流れております。

こういう入札が佐渡市となって、言うならば議会の議決を得て、淡々と今後特例債を使った事業にしても一般事業にしても入札が行われていくわけではありますが、そういったことを考えるときに、やっぱり市長はそういう合併協議会の基準に基づいてなんてことを言うてはだめです。野政治というものはこういうものだ。私は、入札に対してちゃんとした自分のポリシー、スタンスを持っております。したがって、協議会ではこういう話があったけれども、むしろ私はこういう私の政治生命をかけた考え方でやっていきたい。議会ご協力をいただきたいというのがこれは市長の考えであって、書いたものにこうあったから、そういうことをやったまですなんていうのは、これはまさに私が最初の6月に一般質問で、野市長いわゆる最高学府を出てきたまさに今までにない市長だなんていって……

〔「的を絞って質問せえ」と呼ぶ者あり〕

○56番（大澤祐治郎君） 的を絞って質問せえということは……

〔「何を言っているのかわからん」と呼ぶ者あり〕

○56番（大澤祐治郎君） わからなければ、後で私に聞きに来い。そんな失礼なやじはないぞ。

そういうことで、確固たる政治信念というもので入札に対する態度を市長にやっぱり明快にさせていただきたい。そして、今後はこういったことを我々が聞くというようなことがないようにひとつしていただきたいということと、もう一つは、財政課長になるのですが、今後の入札は野市長はあくまでも一括方式というものはとらないで分離方式という方式で進むのか、あるいはケース・パイ・ケースというのがあるのか。

それと、もう一つは、分離発注に至って附帯条件というものの、義務というものをつけてくれということもお願いをいたしました。そういったものを今後の言うならば原案には、審議はもちろん及びませんが、公表としてつけてくるのかどうか。そうしないと、我々は所管委員会でなければそういうことを知り得ることができないということで、そういう意味で知る権利の公平ということから、そのことにもあわせてひとつお答えをいただきたい、こう思っております。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） まず、議員のご質問にお答えいたします。

一つは、今後の一括発注か分離発注かという考え方がありますが、基本的には分離発注が可能なものについてはその方向で進んでいきたいというふうに考えておりますし、これは市長の方でもそういう答弁をさせていただいたところでもありますので、そういう方向で考えております。ただ、物によってはやっぱり一括発注の部分もあり得るということで、この点もご理解はいただきたいと思います。

それから、もう一点、附帯関係資料の提示であります。これにつきましては先ほどのご質疑の中でお答えさせていただいたのですが、この点については今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思いますので、その点よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君の3回目の緊急質問を許します。

○56番（大澤祐治郎君） まとめをやります。

それでは、野さんの今後の野市政では、入札に関しては分離発注を中心にやりますが、ケース・バイ・ケースではあって、まれには一括発注ということもあり得るということを理解していただきたいと、こういう話ありました。

それから、1点、今度の提案原案書に今言ったことについての分離発注の言うならば議決に入らない部分についても、落札者の名前と金額についてぐらいの案内はつけてもらいたいということについての答えがなかったのですが、これは3回の中で最後のまとめとして答えてください。時間がありませんので。

そして最後に、相川で行われたその入札については、これはやはり言うならばAという原則を曲げて、言うなら極めてCに近いBを駆け込みいうなるランクアップをして入札に入れてきた。このことについての理由とといいますか、なぜそれを入れなければならなかったという説明がなかったのですが、そのことについても最後にまとめとしておっしゃっていただく。そして、この入札には今後反省することはないのかどうか。そのことも含めてお答えをいただきたい。

これで私は三つ目のあれになってしまいますので、ひとつ今のことを総じてお答えをいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） 分離発注等に関する資料提示につきましては、先ほどの答弁でも検討させていただくということで答弁させてもらったものですから、これについては指名委員会等で検討させていただきたいというふうに思います。

また、C級がなぜB級になったかということなのですが、これは入札の参加資格審査規程等の中で、これも先ほど市長からも答弁があったかと思うのですが、旧市町村の段階で複数の市町村に申請をされている業者さんについては、上位のランクを佐渡市としてのランクづけとして採用するというので、そのことから一部の市町村ではCであっても、もう一部の市町村でBであると、上位のランクで佐渡市としての現在の有資格者の名簿としてはランクづけしておるということでもありますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

〔「原則Aをなぜ曲げたのか。原則Aで入札を行うというその原則Aをなぜ曲げて……」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（浅井賀康君） まず、発注基準の考え方ですが、原則的にはA級の工事につきましてはA級業者が主体になるわけですが、それに準ずる上位、下位の50%の範囲までは参入できることになって

おります。そこで、指名の基準の中で市内業者等についてはそれを優先して指名するという形になっておりますので、そういう点も考慮して行ったということでありますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） これで大澤祐治郎君の緊急質問は終わりました。

以上で……

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 今の緊急質問を聞いたので、大澤議員はベテラン中のベテラン議員であります、私も時々原稿がないと口を滑らせることがあるのです。注意はしておりますが、あるのです。

そこで、本人は無意識だったろうと思うのですが、今度の緊急質問に絡めて業者選定と三役人事と何か影響があるかのような発言をしたように承りました。間違いかも知れませんが、後刻テープを戻していただいて、もちろん大澤議員とも議長において内容を吟味して協議をしていただいて、そしてもし大澤議員の意思と反する発言があったら、これは双方話し合いでその部分を削除していただきたい。私もよく物を言う議員でございますが、しかし議会の品位と責任というものは重いものでございますので、あえて議事進行でその点を指摘しておきますので、今後議長において私の今言っておる真意をしっかりとつかんでいただいて、議会の名誉のためにその辺の調整をしていただきたいなということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

議会運営委員会で協議いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 私の議事進行ですが、緊急質問でこれだけの問題が出ておりますので、その工事についてどこの現場であったのか、入札調書、入札の結果どういう形になったのか、このもの、それから13という業者が出ておりますので、13の業者をきちっと氏名を出して、これをきちっと皆さんに資料を出していただきたい。これは、このままだやむやにするわけにはいきません。テレビに映っておるのですから、また住民はこんな問題が議会で出されたが、一体何をやっておったのかと、こういうことになりますから、きちっとこのことは精査する必要がありますので、資料請求をいたしますので、議長のもとによりしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 善処いたします。

以上で緊急質問はすべて終わりました。

ここで暫時休憩します。

午後 0時11分 休憩

午後 4時18分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君）　ここで延刻いたします。

○議長（浜口鶴蔵君）　ここで暫時休憩します。

午後　４時１８分　休憩

午後　７時００分　再開

○議長（浜口鶴蔵君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の取り消し

○議長（浜口鶴蔵君）　ただいま大澤祐治郎君から先ほどの緊急質問について、会議規則第65条の規定によって、お手元に配付した資料に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。大澤祐治郎君からの発言取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君）　異議なしと認めます。

よって、大澤祐治郎君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君）　次に、報告します。

休憩前の議長に対する議事進行の竹内議員の発言につきまして、議員要求の資料を配付してございますので、ご了解願います。

日程第７　委員長報告、質疑、討論、採決（議案第８４号～議案第９０号）

○議長（浜口鶴蔵君）　総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長　葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君）　委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告いたします。

議案第86号　下水道管渠布設工事請負契約の締結について。本案は、羽茂地区特定環境保全公共下水道事業下水道管渠布設工事の請負契約を締結することについて、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。終末処理場建設については、未同意者の理解を求め、早期に同意が得られるよう努力をされたい。

議案第87号　深浦小学校体育館改築（建築）工事請負契約の締結について。本案は、深浦小学校体育館改築（建築）工事についての入札を執行した結果、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第88号 財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車Ⅰ型）。本案は、更新計画により相川消防署に配備予定の小型動力ポンプつき水槽車の購入契約を締結したいとして、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第89号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、国庫補助負担事業として小木地区に計画していました保育園等建設事業及び赤泊地区に予定していました赤泊小学校改築事業のうちの体育館改築事業について、事業の補助採択年度が平成16、17年度の2カ年となったことにより、今回継続費並びに予算の補正を行うものであります。また、佐渡市誕生記念事業に係る経費についてもあわせて予算措置を行い、総額で3億1,915万5,000円を減額し、累計予算額を531億9,330万7,000円とするものであります。歳出の内訳は、小木保育所建設事業費9,835万5,000円の減、小木幼稚園建設事業費3,780万5,000円の減、赤泊小学校建設事業費1億8,649万5,000円の減、佐渡市誕生記念イベント委託料350万円の増であります。その充当財源は、国県支出金8,540万4,000円の減、繰入金6,255万1,000円の減、市債1億7,120万円の減となっております。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。第2表、継続費補正の表中「小木保育所建設事業」及び「小木幼稚園建設事業」は、本来単年度事業で計画されたものである。今後合併特例債充当事業において、単年度計画の事業を継続事業とされることのないよう注意されたい。以上、総務文教常任委員会及び厚生常任委員会の意見であります。

以上で報告終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありません。

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会に付託した案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

熊谷厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第84号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険加入被保険者の前年の所得が確定したことを受け、平成16年度国民健康保険事業の本算定を行い、各世帯別に保険税を課することに当たって、医療分にかかわる被保険者の所得割額、資産割額、均等割額及び世帯別平等割額の改正並びに介護納付金課税被保険者にかかわる所得割額及び均等割額の改正を行うものであり、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を決定することにより、低所得被保険者に対する軽減制度における応益分の減額の相当額を医療分、介護分についてそれぞれ改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第85号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市国保税条例の一部改正において国民健康保険税の基本税率を決定することを受け、不均一課税対象区域における医療分にかかわる被保険者の所得割額、資産割額、均等割額及び世帯別平等割額の改正を行うものであります。あわせて低所得被保険者に対する軽減制度における応益部分の減額の相当額についても改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第90号 平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成16年度国民健康保険事業の本算定に伴うものであり、既定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ増減を行わないものであります。歳入予算では、本算定賦課により、一般被保険者にかかわる国民健康保険税について医療給付費分、介護納付金分合わせて1億5,562万円の減、退職被保険者にかかわる国民健康保険税について医療給付費分、介護納付金分合わせて1,376万1,000円の増、給付準備基金繰入金を1億4,185万9,000円の増とするものであります。また、歳出予算については、老人保健拠出金当初計上額のうち1億3,173万7,000円を、介護納付金当初計上額のうち1,012万2,000円について、それぞれ特定財源に更正し、計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上報告いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありません。

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、厚生常任委員会に付託した案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

追加日程 発議案第11号

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま発議案第11号 佐渡汽船の増便に関する決議についてが提出されました。
お諮りします。この際、発議案を追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第11号 佐渡汽船の増便に関する決議についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

発議案第11号 佐渡汽船の増便に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

名畑清一君。

〔32番 名畑清一君登壇〕

○32番（名畑清一君）

発議案第11号

佐渡汽船の増便に関する決議について

佐渡汽船の増便に関する決議を佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年7月29日

提出者	佐渡市議会議員	名畑清一
賛成者	佐渡市議会議員	浜田正敏
〃	〃	松本展国
〃	〃	中村剛一
〃	〃	臼杵克身
〃	〃	島倉武昭
〃	〃	木村悟
〃	〃	大桃一浩
〃	〃	岩隆寿
〃	〃	羽入高行
〃	〃	若林直樹
〃	〃	金子健治
〃	〃	大場慶親
〃	〃	金子克己
〃	〃	本間武雄

佐渡汽船の増便に関する決議

佐渡島は、平成16年3月1日に、市町村合併により1島1市となり「佐渡市」が誕生し、文字どおり島民が一丸となって佐渡の発展を願っているところである。

しかし、これに逆行するかのように佐渡汽船が同年1月から運航ダイヤを改正し、新潟一両津航路、直江津一小木航路、寺泊一赤泊航路をそれぞれ減便したことについては、理解しがたいものである。

佐渡汽船が経営改善に積極的に取り組み、経費の削減に努力されていることは理解するものであるが、

佐渡汽船は新潟県が株式の50パーセント以上を保有している公益的な企業であることから、島民の利便性を優先に考慮し経営改善を願うものである。

減便後は、島民はもとより観光客にも不便を来し、佐渡市の経済や産業の低迷の一因にもなっている状況である。

したがって、新生佐渡市の活性化及び発展のため、当面新潟一両津航路においては、通年5往復から従前の6往復の便数に戻すべきである。

以上、決議する。

平成16年7月29日。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第11号 佐渡汽船の増便に関する決議についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第11号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第11号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

発議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

追加日程 発議案第12号

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま発議案第12号 新潟地方法務局両津出張所と真野出張所の統合についての意見書が提出されました。

お諮りします。この際、発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第12号 新潟地方法務局両津出張所と真野出張所の統合についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

発議案第12号 新潟地方法務局両津出張所と真野出張所の統合についての意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

梅澤雅廣君。

〔53番 梅澤雅廣君登壇〕

○53番（梅澤雅廣君）

発議案第12号

意見書の提出について

地方自治法第99条第2項の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年7月29日

提出者 佐渡市議会議員 梅 澤 雅 廣

賛成者	佐渡市議会議員	渡部 幹雄
〃	〃	竹内 道廣
〃	〃	小杉 邦男
〃	〃	猪股 文彦
〃	〃	本間 千佳子

新潟地方法務局両津出張所と真野出張所の統合についての意見書

標記の件について調査の結果、両津及び真野の両出張所は、平成16年10月12日に相川地区に佐渡支局として統合されることが決定したと聞く。

佐渡の面積は、ご承知のとおり東京23区の面積の1.4倍の広さを有しており、統合による不便さは計り知れないものがある。

次の条件を満たすまで統合については、延期するよう申し入れる。

記

コンピュータシステムが完成するまで統合はしないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第12号 新潟地方法務局両津出張所と真野出張所の統合についての意見書についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 本日は、臨時市議会であります。したがって、これは急施意見書として処理されるというふうに私が認識をしますが、提出者についてそのような認識がございますか、お尋ねをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

梅澤雅廣君。

○53番（梅澤雅廣君） 今加賀君の質問のとおり、私も急施事件である、このように理解をいたしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第12号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第12号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

発議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成16年第3回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 7時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年7月29日

議 長 浜 口 鶴 蔵

署 名 議 員 本 間 勘 太 郎

署 名 議 員 肥 田 利 夫